

児童クラブ支援員応募資格

放課後児童支援員資格を有する方。または、次のいずれかに該当する方（令和7年3月31日までに該当見込みの方を含む）。

- 一 保育士の資格を有する方
- 二 社会福祉士の資格を有する方
- 三 高卒程度の学力を有し、2年以上児童福祉事業に従事した方
- 四 教員免許を有する方（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）
- 五 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等を修めて卒業した方
- 六 大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等を優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた方
- 七 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科等を修めて卒業した方
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科等を修めて卒業した方
- 九 高卒程度の学力を有し、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した方
- 十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方

※提出する資格の免許や証明等、不明な場合は生涯学習課（電話51-2856）までお問い合わせください。